

# 社会保険ひろしま

第862号

- 令和2年度算定基礎届の提出について
- 厚生年金保険料等の納付猶予特例のご案内
- 「賞与支払届」を忘れずにご提出ください
- 出張相談所開設のご案内（7月）その他
- 疾病手当金について
- 整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方
- 「かかりつけ医」をもちましょう！



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和2年4月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		55,339	54,756
船舶所有者数		270	344
被保険者数	男性	517,565人	392,866人
	女性	316,534人	265,580人
	船員	3,224人	3,300人

# 日本年金機構からのお知らせ

## 令和2年度算定基礎届の提出について

毎年7月は、算定基礎届の提出月です。

提出期間	7月1日(水)～7月10日(金)
提出方法	事業所の所在地を管轄する事務センターへ郵送 (または事業所の所在地を管轄する年金事務所の窓口へ提出)

なお、本年度は、「算定基礎届事務講習会」に代えて、「算定基礎届」の記入方法等に関する説明動画等を日本年金機構のホームページに掲載しました。トップ画面の「今月のご案内」や「大切なお知らせ」等からアクセスいただけますので、ぜひご活用ください。

### 【提出対象者】

7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者が対象となります。ただし、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和2年6月1日以降に資格取得した方
- (2) 令和2年6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方\*
- (4) 8月・9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方\*

※ 上記(3)及び(4)の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄「3.月額変更予定」に○を付してご提出ください。

※ 電子媒体及び電子申請の場合は、上記(3)及び(4)の方を除いて作成してください。

※ 手続きの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

## 厚生年金保険料等の納付猶予特例のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主・船舶所有者の方は、一定の要件を満たすこと<sup>\*1</sup>により年金事務所へ申請することで、厚生年金保険料等<sup>\*2</sup>の納付を猶予することができます。

特例による納付の猶予が認められた場合は、厚生年金保険料等の納期限から1年の間、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

※1 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)における、事業等に係る収入が、前年同期に比べて20%以上減少している場合に該当します。

※2 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

## 「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出漏れがないようご注意ください。

- 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙を前月に送付します。
- 届書の裏面に記載されている【記入方法】または日本年金機構のホームページの【記入例】を確認のうえ、誤りがないよう記入をお願いします。
- 賞与支払予定月に支払いがない場合でも、不支給に○を付した「賞与支払届総括表」の提出が必要となりますのでご注意ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

◆ 出張相談所開設のご案内（7月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時		会 場	予約制の有無	
				① 予約の受付締め	② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1	① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	7月22日(水)	10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2	① 相談日の前日 ② ※2参照
竹原市	7月8日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	予約制 ※1	① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日 (7月23日は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3	完全予約制 ※1	① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館(旧田熊中学校) 3階第1・2相談室		
尾道市向島	毎週金曜日 (7月24日は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室		
大崎上島町	7月21日(火)	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター		
世羅町	7月16日(木)	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎		
庄原市	7月15日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1	① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係 ☎050-5812-1854、  
芸北支所 ☎050-5812-2110、大朝支所 ☎050-5812-2211、豊平支所 ☎050-5812-1122 で受け付けます。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

**予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890**

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時	○毎月第二土曜日(13時~16時)は広島 県内の年金事務所への事前申し込みにより、 手話による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	7月8日(水) 13:00~15:00	
福山年金事務所	7月8日(水) 13:00~15:00	

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。  
少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。

送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル  
日本年金機構 広島広域事務センター



## 傷病手当金について

傷病手当金とは被保険者が病気やけがで仕事を休み、その間給与を受けられないときの生活保障です。お手続きの際は、傷病手当金支給申請書をご提出いただく必要がございます。

### 支給される条件

**1 仕事とは関係のない病気やケガの療養のための休業であること**

→業務上・通勤途上のケガについては、労災保険へご請求ください。

**2 それまで就いていた仕事に就くことができないこと**

→申請書に記載された担当医師の意見をもとに判断します。

**3 4日以上仕事に就けなかったこと**

→病気やケガで療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期期間)、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期期間には「有給休暇」「公休日」「祝日」を含みます。

**4 休業した期間について給与の支払いがないこと**

→給与が傷病手当金の支給金額以上に支給されている場合は、傷病手当金は支給されません。また、休業されている日に対して、一部でも給与が支払われている場合は傷病手当金が減額調整されます。

各種申請書は  
ホームページより  
ダウンロード可能です。  
郵送でのお手続きに  
ご協力ください。



協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康いろは

### 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の取扱いについて

被保険者が新型コロナウイルス感染症により、上記4つの条件を満たした場合には、傷病手当金が支給されます。ただし、本人に自覚症状がなく、家族や身近な人が感染し、「濃厚接触者」になったことにより休業した場合については、傷病手当金の支給対象となりません。

なお、やむを得ない理由で医療機関を受診できず、傷病手当金支給申請書に療養担当者意見(療養担当者記入用ページ)を添付できない場合は、ご相談ください。

【問い合わせ先】広島支部 業務グループ TEL：082-568-1011(音声案内で③を選択)

## 整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方

整骨院、接骨院(柔道整復師)にかかる時、医師や柔道整復師の診断により、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。以下をご参照の上、適正受診にご協力をお願いいたします。

### 健康保険が使える場合

- 外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼  
(応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です)

### 健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる疲れや体調不良、単なる肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 慰安目的のマッサージ代わりの利用 など

### <整骨院、接骨院(柔道整復師)にかかる際の注意事項>

- 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、署名しましょう。
- 領収書を必ずもらいましょう。
- 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

## 健診結果の「要治療」項目について、病院への受診はお済みですか？

生活習慣病予防健診の血圧・血糖検査の結果、「要治療域」に該当する方で、健診から3か月以内の医療機関の受診が確認できなかった方に対して、受診をお勧めする文書をご自宅にお送りしています。

また、特に受診をお勧めしたい方には、文書送付後、下記の委託先機関よりお勧め先にお電話をすることがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※「要治療域」とは・・・(収縮期血圧：160mmHg以上、拡張期血圧：100mmHg以上、空腹時血糖：126mg/dl以上、HbA1c (NGSP値)6.5%以上)

### 受診勧奨業務委託先機関

株式会社 アールエムサポート **0120-920-596** (担当：加藤・中井・大野)  
**0120-969-703**

## 「かかりつけ医」をもちましょう！

### まずは、信頼できる近所の「かかりつけ医」をもつことから

かかりつけ医とは、日常的な病気の診療や、健康相談などができる身近なお医者さんのことです。継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣などを理解したうえでの適切な治療やアドバイスが受けられます。生活習慣病など状態の安定した慢性病の人や、普段は健康な人が風邪などの軽症で受診するときは、かかりつけ医を受診するようにしましょう。

### 「かかりつけ医」から大病院を紹介してもらえると医療費が抑えられます

大病院(ベッド数200床以上)では、紹介状を持たずに受診する患者に対して、初診時は通常の初診料860円(3割負担)に加えて**5,000円(全額負担)**以上の特別料金を加算することと決められています。

	初診料	特別料金
紹介状あり	860円 (3割負担)	なし
紹介状なし	860円 (3割負担)	5,000円以上 (全額負担)

「かかりつけ医」をもつことは、身体にも家計にもやさしいね！



協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター 健康 かえて

### ? 「かかりつけ医」をもつメリット

- 同じ医者に継続して診てもらうことによる、適切な治療やアドバイス
- 診療や会計のための待ち時間が短い
- 高度な検査や手術が必要になったとき、大病院等に紹介状を書いてもらえる
- 初診時や再診時に特別料金を加算されない
- 医者との顔なじみになることで、質問や相談がしやすくなる など

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F  
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは  
退職日当日まで。  
退職後は速やかに保険証  
を返却してください。



申請書の  
郵送に  
ご協力  
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様全員の健康増進を目指します！

